

## 随意契約の結果

【令和2年10月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
四谷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る事業史作成業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和2年10月21日	(有) 新築企画 東京都港区芝 2-1 8-2	1010402025279	9,247,700円	9,218,000円	99.7%	当該業務は、都市再生機構が施行した四谷駅前地区第一種市街地再開発事業の足跡等をまとめ、今後の都市再生事業の推進に寄与する事業記録誌として保存するために、事業史の冊子を完成させることを目的とする。 企画提案競技の結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案と認められたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
日本橋横山町・馬喰町間屋敷地区における土地の暫定活用に係る空間等整備業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿 6-5-1	令和2年10月8日	(合) 富川浩史建築設計事務所 東京都中央区日本橋横山町 6-5	9010003015201	6,501,000円	6,160,000円	94.8%	本業務は、日本橋横山町・馬喰町間屋敷地区の活性化に資する土地活用を実現させるため、機構所有地に空間を整備することを目的とするものである。企画提案の内容が当機構の企画の意図と合致し、最も有効な提案であると認められたため、会計規程第51条第3項第1号に基づき同社と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。  
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】  
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作  
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ  
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入  
 ・予定価格が100万円を超える役務  
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。